

令和2年第10回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第4～5号）を除く

令和2年第10回教育委員会会議

1 日 時 令和2年6月16日（火）13時30分～14時35分

2 場 所 S T V北2条ビル6階 A・B会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	小田原	史 佳
学校施設担当部長	松 原	和 幸
保健給食課長	前 田	健 志
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進課長	佐々木	薫
教育課程担当課長	佐 藤	圭 一
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
総務課長	井 上	達 雄
庶務係長	松 平	健 次
書 記	寺 川	嘉 一

4 傍聴者 7名

5 議 題

報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について
議案第1号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案
議案第2号 札幌市立中等教育学校学則の一部を改正する規則案
議案第3号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案
議案第4号 令和2年度札幌市奨学生（継続採用者）の選定について
議案第5号 札幌市幼児アセスメント委員の委嘱について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和2年第10回教育委員会会議を開会いたします。
感染症対策のため、委員会会議室よりも広い会議室にしています。マスクの着用、加湿器の利用、会議時間の短縮などに取り組んでおります。ご協力をお願いします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、中野倫仁委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第4号は奨学生の選定に関する事項、議案第5号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1号及び第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第4号及び第5号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

報告第1号、新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 私から学校、幼稚園及び教育委員会所管施設の再開についてご説明いたします。

まず、市立学校における教育活動の再開についてご説明いたします。別紙1をご覧ください。5月15日の教育委員会会議にてご説明いたしましたとおり、市立学校では、緊急事態宣言の期間延長に伴う市長からの要請により、5月31日まで臨時休業していたところでした。

5月22日に開催された第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市長から市立学校を6月1日より再開するよう要請があったことから、感染防止対策を徹底した上で、教育活動を再開したところでございます。

次に、学校、幼稚園以外の施設についてご説明いたします。別紙2、別紙3、別紙4をご覧ください。札幌市内の図書施設のほか、青少年科学館などの社会教育施設につきましても、5月31日まで休館することとしておりました。

これらの施設につきましても、感染症対策本部会議における市長の指示を受け、図書施設については、4カ所の図書コーナーを除き、5月26日から、貸出や返却など感染リスクが低いと考えられる一部サービスを再開しており、段階的にサービスを拡大してまいります。

また、社会教育施設につきましては、6月1日から再開したところですが、宿泊を伴う施設である青少年山の家については、5月28日に公園内で熊の姿を確認したため、施設の安全が確認されるまで、当面休館を継続しているところ です。

○**学校教育部長** 私からは、6月1日からの幼稚園・学校再開時の対応と教育課程再編成のガイドラインの大きく2点についてご説明いたします。

はじめに、1点目、幼稚園・学校再開時の対応についてです。インデックス別紙5を1枚おめくりいただいて「園・学校を再開した場合の少人数短時間登校日の設定について」という通知文に沿って、ご説明いたします。

通知文にも記載しましたとおり、臨時休業期間が長期間に渡ったことから、一定の期間、感染症対策を徹底した上で、少人数、短時間での登校日を設定し、段階的に教育活動を再開することといたしました。

具体的には、「1 実施期間」にありますとおり、6月1日から6月12日までの期間は、幼児児童生徒を複数のグループに分割し、時間帯を分けての登園・登校とし、例えば、小・中学校では、1日2、3時間程度の授業を実施しながら、教育活動を再開したところでございます。

右上に別添2とありますページをご覧ください。こちらは、小・中学校における少人数短時間登校の実施要領でございますが、中段の囲みの中、2つ目の項目に記載しましたとおり、学習内容の多い小学校5年生、各学校段階の最終学年である小学校6年生及び中学校3年生については、授業時間数が最も多くなるよう、各学校において配慮がなされております。

また、(2)の米印に記載しておりますが、この期間においても、新型コロナウイルス感染症の影響により登校できない場合は、教育委員会が提供している学習課題に取り組むなど、一定の要件の下、校長の判断で指導要録上の出席扱いとすることを可能としております。なお、この運用については、期間終了後も継続することとしております。

少人数短時間登校日は、先週金曜日で終了しておりますが、昨日、月曜日からは、部活動の実施を可能とするなど、札幌市における教育活動のガイドラインを踏まえた感染症対策を講じつつ、教育活動を進めているところでございます。

続きまして、2点目、教育課程再編成のガイドラインについて御説明いたします。インデックス別紙6を1枚おめくりいただき、教育活動再編成のガイドライ

ンについて、という通知文をご覧ください。

こちらの通知文に記載しましたとおり、幼稚園及び学校再開後の教育課程につきましても、長期にわたる臨時休業の影響を踏まえるとともに、万全の感染症対策を講じた上で実施できるよう再編成する必要があるため、幼稚園・学校における教育課程再編成のガイドラインをまとめ、各園・学校に示したところでございます。

資料を2枚おめくりいただき、右上に別添2とありますページをご覧ください。こちらの、小・中学校版のガイドラインに沿って概要をご説明いたします。まず、「1 基本的な考え方」について、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を踏まえ、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら、授業時数の確保に努めるとともに、感染症対策を講じながら、最大限、子どもの健やかな学びを保障することを目指すこととしております。

具体的な取組としましては、いくつか挙げさせていただきますと、例えば(1)にありますように、休業日の一部を授業日とすること、(5)にありますように、授業内容の重点化や、授業と家庭学習との相乗効果を図ること、次のページに移りまして、(9)にありますように、今後の臨時休業も想定し、ICTを活用した学習支援について検討を進めることとしております。

次に、「2 授業時数の確保について」でございますが、行事等の実施時期や規模、方法等の見直しと精選を行うとともに、先ほどお話しいたしました休業日を授業日とすることにつきましては、(2)に具体的な設定期間の目安をお示ししております。

具体的には、小中学校につきましては、全学年、夏季休業期間中10日間を授業日として設定することとしておりますが、最終学年である小学校6年生には2日間、中学校3年生には5日間をそれぞれ上乘せしております。

なお、市立幼稚園については、5日間の保育日を、市立高校については、10日間程度の授業日を、それぞれ夏季休業期間中に設定することとしております。

最後になりますが、「4 家庭学習の促進」の(3)の米印をご覧ください。この通知の時点では検討段階であったため、仮称となっておりますが、6月から放課後等学習サポート制度を新たに立ち上げたところでございます。この制度は、全ての市立学校において、臨時休業の長期化により学習の格差が広がらないよう、学習面でのサポートを必要とする児童生徒に対して、早期に支援を進めるため、既存の「学びのサポーター活用事業」を活用し、放課後等の時間を活用した学習支援を行うものでございます。なお、この制度につきましては、教員を志望する大学生など、地域の幅広い人材により子どもたちの学びを支えていく、「さっぽろっ子放課後等学習サポート事業」として拡充すべく、準備を進めているところでございます。その他の学校種のガイドラインの詳細につきましては、

後ほど資料をご覧いただけたらと存じます。私からのご説明は、以上でございます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。学校の再開、ガイドラインについてのご説明でした。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○阿部委員 ガイドラインについての質問だったのですが、具体的にこのガイドラインについて、教育委員会がコントロールできる部分と、各学校に裁量としてお任せする部分がきつとおありなのかなと思うのですが、その点について教えていただきたいというのがまず1点です。

もう一つ、最後にご説明いただきました学びの放課後のサポート制度についてなのですが、これからの学習に不安を抱えているご家庭の皆さんには非常にありがたいものだなと感じてはいるのですが、この一文のところに保護者と相談の上進めるというふうに書かれていまして、具体的な運用をどのようにされる予定なのか、もし今の時点で明らかになっていることがありましたら教えていただきたいと思っています。

その理由はなぜかという、学校側が不安に思っているお子さんと、家庭で不安に思っているお子さんのギャップがあってはいけないなと思ったので一律のサポートが必要なのではないかなと思ったのですが、この一文を見る限りでは、全員が対象というふうにはお見受けできなかつたので、どのように進めるのかなということについて教えていただければと思います。

○学校教育部長 まず、一点目のガイドラインの立ち位置について、基本的にこのガイドラインの最初の教育課程再編成の基本的な考え方というのが、大きな、再編成をする際の教育委員会として各学校にこのような考え方で進めていただきたいということを示したところでございます。

最終的には教育課程の編成権というのは、校長にあるというかたちになりますので、最終決定は校長が行うということなのですが、当然それぞれの学校の中において、新型コロナウイルス感染の拡大防止に伴う臨時休業というこれまで経験したことのない状況に対して再編成をしていくということになりますので、一定程度こちら側として考え方を示して、例えばこのガイドラインに対して校長の判断でちょっとこの辺を変えたいということがあれば、そこについては私共と相談をしながら、しっかりとした説明ができるようなかたちで、丁寧に進めていくというところでガイドラインを示しているところです。

放課後の学習サポート制度について、大きな考え方というのは、臨時休業期間中にそれぞれ子どもたちが教育委員会の出した課題ですとか、各学校の課題を

踏まえて、一定程度学習してきているという状況にあらうかと思うのですが、学習の状況はそれぞれあるだろうということで、各学校の子どもたちの状況を踏まえながら、実際に各学校の授業がスタートするわけですけれども、個々の子ども間において、状況に差があるということであれば、一斉の授業だけでは足りない部分をしっかりとサポートしていくという、そういう考え方で放課後等に学習をサポートするということになります。

ですから、全員の子どもたちを最初から対象とするのではなく、全員に対しては授業の中でしっかりとやりながら、さらに必要な状況に応じてということになります。その辺の考え方などを十分に保護者の方と共有した上で行うということでない、例えば、子ども本人が実はそこに参加することによって、何らかの目で見られるのではないかという状況であれば、効果が半減してしまうということがありますので、その辺りをしっかりと学校の中の環境を整え、保護者の理解を得ながら進めていくということになります。実際の進め方については、学校によっていろいろと対応は出てくるかなと、その辺の柔軟な対応を可能にしているというところでございます。

○阿部委員 放課後学習サポート制度については、確かに私も各学校の裁量にお任せした方が良いのかなと感じましたので、その通りに進めていただければ良いなと思いました。

例えば、休業日の一部を授業日にするとか、体育行事で運動会ですとか、見学旅行を行う、行わないということこれから考えていかれると思うのですが、隣の小学校では運動会をフルスペックでやっていて、隣の小学校ではかなりスリム化された運動会が実施されるということに仮になった場合に、同じ町内会だったり、お隣の町内会だったりするので、そこに不平不満が起きてしまうと混乱を招くことにならないかなと思ったので、市民の皆さんの混乱を招かないようにうまくやっていただけるとありがたいなと思いました。

○長谷川教育長 放課後の関係は、当然子どもさんが帰る時間が遅くなるので、保護者さんの理解がないと、これぐらいに帰るということが分からないといけないので、一緒に進めていかなければならないということです。他にご質問は。

○石井委員 この会議の場で言うて良いのか分からないのですがけれども、一人の保護者として、学校の再開に関して、札幌市の児童生徒のために力を尽くされている方々に感謝を申し上げたいと思っています。感染症の拡大という前例の無い中で、本当に教育委員会事務局の方々も、子どもたちと関わる現場の学校や幼稚園の教職員の方々も、さまざまな意見を受けながら、力を尽くされていると

思います。本当に察するに余りある状況だなと思います。

私は一保護者として、子どもの通っている先日学校に用事があったのですが、放課後に現場の先生たちが学校現場を消毒したり、子どもたちが健康で安全に通えるようにということで、机を離したりしている状況を拝見して、本当に心を打たれました。改めて感謝を申し上げたいなと思います。

教育課程ガイドラインの再編成について2点質問させていただきたいと思います。まず1点目ですが、夏休みが短縮されることになりまして、小中学校だったら10日程度夏休みが短くなるということですが、10日程度短縮した経緯と言いますか、10日程度の短縮で子どもの学習の遅れを取り戻せるという根拠があれば教えていただきたいと思います。

2点目が、このガイドラインの各小中学校、幼稚園、高校、中等教育学校に書かれているのですが、今後臨時休業を行うことも想定した計画を立てるとともに、ICTを活用した学習支援について検討を進めるというふうに記載があるのですが、具体的にどのようなICTを活用した学習支援について検討がされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○学校教育部長 まず、1点目の長期休業を10日間程度授業日にするということなのですが、この目安につきましては、行事を一定程度精選をしつつ、各教科の指導計画をある程度家庭学習との連携だとか、内容を少し合わせて、時間数を軽減できるようにという辺りを総合的に各教科勘案をして、最終的に算出したところ、現段階においては10日程度の授業日を設定することによって、今年度中に学ぶべき内容を学ぶことができるだろうというふうに算出したということです。

実際に、冬休みの部分でいくと、一旦この状況でいけば、これで可能であろうということなのですが、さらに休校が続くということがあればさらなる授業日が必要になるかもしれないということはガイドラインにも少し書いてあるところです。

それから、そういった場合においても2点目のICTの活用について、今回の休校中にICTを活用して、ユーチューブ動画の配信等をやってきた訳ですが、さらに双方向のズームを活用して、実際に子どもたちの健康状況を確認してということを試行して、今後もこのズームを全ての学校で活用できる方向をとということで準備を進めていこうと考えておりまして、今日から全ての学校で3日間に渡って、ICT活用の学校の担当者の会議を、ズームを活用して進めて、準備しているところです。

○石井委員 ありがとうございます。この自粛期間中、かなり学習の遅れが出た

ということで、どうしても学びが遅れたということばかりに焦点が当たっているのですけれども、一人の保護者としては、子どもの心の部分の豊かな育ちにも空白の期間ができてしまったのかなと懸念しております。夏休みの短縮やICTの活用で学びの遅れを取り戻すというところばかりがクローズアップされるのですが、夏休みの短縮した日やICTを活用して、今後にも備えつつ、子どもたちの勉強だけではない、豊かな心の学びというか、そういう面にも焦点を当てて準備を進めていただきたいと思います。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○佐藤委員 先ほどの石井委員と同じように、私もこれまでの関係者の皆様のご尽力に敬意を表したいと思います。私からは、園、学校が今月からスタートしたばかりなのですが、現段階で園、学校から上がってきている課題というものがあれば教えていただきたいというのが1点目。それから、今後予想される課題があれば、お知らせいただきたいというふうに思います。それから、委員会から見た子どもたちの現在の様子も把握されている範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

○学校教育部長 昨日から実際に通常の授業というかたちでスタートしているわけですが、特段大きなかたちで支障が出ているという報告はまだ上がっては来ていないのですが、長く休校していたということもあって、体を動かすというところで、体力が落ちていて、なかなか子どもが辛そうという声は若干聞こえているところです。

今後については、学校が再開して、子どもたちもある程度、久し振りなので緊張感を持ちながら進んでいるというところもあるかと思うのですが、だんだんそれが日常になってきた時に、それぞれの学習に対する改めての不安ですとか、感染に対しての不安ですとか、そういったところが出てくる可能性があるかと思えますので、その辺りは、引き続き子どもたちの状況を把握しながら、きめ細かく子どもたちの心も体も含めて支援していく、そこが大切になるのではないかなと思っています。

○佐藤委員 今はスタートしたばかりですので、緊張感があって、子どもたちも気が張っていると思うので、そんなに大きな課題は上がってこないと思うのですが、今後さまざまな問題点が上がってくる場合が大いにあると予想されますので、ご対応の方、どうぞよろしく願いいたします。

○長谷川教育長 今、佐藤委員からお話があったように、始まったばかりということもありますが、長期休業ということで、やはり休み明けで、子どもの心は不安定な状況にあると思いますので、マスコミにも子どもたちは不安定な状況であると書かれているところですので、注意をしていきたいと思います。

また、不登校気味のお子さんがオンラインでつながって、短時間の登校ということで、登校されるお子さんがいたということも聞いておりますので、そういったところは今後もぜひ学校に出てきていただきたいなと思っているところでございます。道尻委員どうぞ。

○道尻委員 私からは別紙6の別添2にありますガイドラインの6(2)について発言をさせていただきたいと思います。今、教育長のお話にもありましたが、新型コロナウイルスの影響で登校できないお子さんが現在も一定数いらっしゃるようですし、今後もある程度そういった方がおられるのは避け難い状況かと思いますが、家庭での学習課題に取り組んで、定期的に学校の方で学習状況の把握や助言を行うと、こういうことになっておりますが、学習状況の把握や助言という学校とのつながり方ですね。これは実際のところどういうイメージで運用されていくようなお考えにあるのか、そこのところを教えていただければと思います。

○学校教育部長 こちらにある通り、30日に1度は対面指導を実施することになります。いろんな不安を一定程度解消できるような環境の中で、学校に来ていただいて、状況を把握して対面指導する、あるいは、どうしても学校に登校するのが難しいということであれば、状況によっては逆に訪問するということもあり得るのかなとは思っていますが、何とか学校に来ていただくようなかたちで対応できればと考えているところでございます。

○道尻委員 30日に1度の対面指導ということ以外に、なるべく定期的に学習状況を把握し、助言をするというそういう趣旨かと受け止めておりますが、やはり子どもさんとして、学校とのつながりを常に感じられるような双方向のやりとりがすごく大事なのではないかなと。30日というのはかなり長いスパンになってしまいますので、その間、どれだけ寄り添って、家庭状況を見守ってあげられるか、学校とつながっていることを実感できるかが大事なのではないかと思います。先ほどお話に出ていた環境が整っていればICTというのも一つの手段だと思えますし、そうでないとしてもプリント等のやりとりで、ぜひそういった関係性を密にするようなかたちでの運用というのをできる限りお願いしたいということを感じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○**学校教育部長** 対面指導については30日に1度ということではありますが、道尻委員からもございましたとおり、定期的な学習状況の把握や助言というのは、適宜連絡を取り合いながら、状況によってICTを活用できるような環境を整えば、そういったかたちで、学校とのつながりをしっかりとつくっていくとかたちで取り組んでまいりたいと思います。

○**長谷川教育長** よろしいですか。他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは報告の第1号は以上でございます。

◎議案第1号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案

○**長谷川教育長** 続きまして、議案第1号は、札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 札幌市立高等学校学則には、札幌市立高等学校の課程、学科、生徒定員、入学手続等について規定されております。この度、市立札幌藻岩高等学校の課程及び生徒定員につきまして、所要の改正を行う必要があることから本改正案を提出するものであります。それでは、改正案の内容について、ご説明いたします。

藻岩高校においては、平成29年3月に策定した札幌市立高校教育改革方針に基づき、令和3年度の入学生から各年度の生徒定員を現行の8学級、320人から6学級、240人に削減するとともに、単位制を導入することとしております。

新旧対照表、とインデックスのついたページをご覧ください。市立高等学校の課程及び生徒定員は高校学則中の別表で規定されており、左側が現行の表、右側が改正後の表になります。

まず、現行の表をご覧くださいと、藻岩高校の課程は全日制、生徒定員については、各学年に320人と記載され、合計が960人となっております。

これを右側の表のように課程を単位制による全日制、生徒定員を合計720人に改正いたします。

また、単位制の課程は学年による区分を設けない過程であることから、学年ごとの生徒定員の記載を削除し、総計のみの記載にしております。

次に、議案とインデックスのついたページをご覧ください。本改正の施行期日についてですが、附則1にありますとおり、実際に生徒定員の変更及び単位制が

導入される、令和3年4月1日から施行としております。

最後に、本改正による生徒定員は、1年生から3年生まで全学年が単位制の生徒となる令和5年4月1日の状況に合わせたものとなっております。そのため、現在の全日制普通科の生徒と単位制の生徒が併存する、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の生徒定員の状況につきましては、ページの中ほどにある附則2におきまして、年度ごとに経過措置を設けることで、毎年規則改正を行うことなく、対応することとしております。

以上が今回の規則改正案の内容になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。定員数の削減と単位制の導入ということでございます。よろしいですか。

(「特にありません」と発言する者あり)

○長谷川教育長 ありがとうございます。それでは、議案第1号につきましては、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立中等教育学校学則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号は、札幌市立中等教育学校学則の一部を改正する規則案についてです。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 札幌市立中等教育学校学則では、札幌市立中等教育学校の課程、学科、生徒定員、入学手続等について規定されております。この度、中等教育学校の入学願書の様式から性別欄の削除を行うため、本改正案を提出するものであります。それでは、内容についてご説明いたします。

現在、札幌市に設置している中等教育学校は市立札幌開成中等教育学校のみであり、同校の入学者の決定は、市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針に基づき行われております。

同校の生徒定員については、開校当初から男子80名、女子80名の男女別定員の制度を設けておりましたが、札幌市が平成30年に策定した第4次男女共同参画さっぽろプランにおいて、多様な性、性別の在り方に対する理解の促進がうたわれていること等を踏まえ、令和元年6月の教育委員会会議にて、令和3年度入学生から男女別定員の制度を廃止することについて、令和2年5月の教育委員会会議において、制度の廃止に伴う基本方針の一部改正について、それぞれご承

認いただいたところであります。

また、札幌市教育委員会では、性的マイノリティの児童生徒の心情に配慮した取組を進めており、市立高等学校の入学願書の様式については、令和2年度の入学者選抜から、性別の記載欄を削除しております。

これらのことを踏まえ、中等教育学校の入学願書の様式につきましても、性別の記載欄を削除すべきと考えたところであります。具体的な様式の改正内容については新旧対照表のとおり、現行の様式では生年月日記載欄の上に性別の記載欄がありますが、改正後の様式では、性別の記載欄を削除しております。

以上が今回の改正案の内容になります。最後に、改正の施行期日についてですが、公布日から施行することといたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。それではご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号につきましては、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第3号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第3号は、札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 本案は、本年5月28日に招集された第2回定例市議会において、6月10日に採決された、札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案に関わって、関係規定の整備を行うものであります。

この議案の主な内容は、令和2年8月の移転を予定しております、北海道札幌市立山の手養護学校の名称を市立札幌山の手支援学校へ変更することに関わるものであります。

札幌市の特別支援学校の名称に係る考え方や、山の手養護学校の校名変更に係る考え方につきましては、本年4月28日の教育委員会会議においてご説明させていただいたとおりでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。学則別表1及び別表2の特別支援学校の表につきまして、北海道札幌市立山の手養護学校の名称を市立札幌山の手支援学校に変更いたします。また、これに伴い、様式1から様式3まで、いずれも

小学部から高等部までの卒業証書の様式でございますが、こちらの学校長の名称については、養護学校長の場合と支援学校長の場合があることから、北海道札幌市立養護学校長から、学校長へと変更いたします。

併せて、課程を卒業したことを証する、の文言につきましても、従来文末に句点が入っておりましたが、高等学校学則や中等教育学校学則など、他の様式に記載を統一するため、句点を除くよう変更いたします。

最後に、様式4の入学願書につきましても、山の手養護学校の名称を山の手支援学校に変更いたします。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 それではご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号につきましては、提案どおり決定させていただきます。

議案第4号、議案第5号につきましては、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、ご退席をお願いいたします。

[傍聴者退席]

以下 非公開
